

報道資料

令和7年10月3日
総務部法務文書課
県政情報公開係 今井、金山
直通 0742-27-8348
府内内線 60574、60594

奈良県情報公開審査会の第295号答申について

行政文書の一部開示決定に対する審査請求についての諮問第521号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県公安委員会に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- 答申：令和7年10月1日
- 諮問実施機関：奈良県公安委員会
- 実施機関：奈良県警察本部長（西和警察署）
- 対象行政文書：
ア セルフレポート・レポートチェック（令和3年度 西和警察署刑事課長のもの）
イ セルフレポート・レポートチェック（令和4年度 西和警察署刑事課長のもの）
- 諒問に係る処分と理由
○ 決定：一部開示決定
- 不開示部分：
ア 容貌の写真
イ 「運転免許」、「住宅状況」、「保有車両」、「通勤」、「経済関係」、「健康状態」、「飲酒関係」、「余暇利用」、「交友関係」、「親族」、「性格」、「緊急連絡先」、「運転免許」、「家族の状況」、「家族の就業状況」、「給与以外の定額収入」、「定額支出」、「借財保証人」、「本人及び身内の身上変更予定」、「家族に関する懸案事項」、「ギャンブルに関する嗜好」、「飲酒の有無」、「交際中の異性」、「パソコン関係」、「公私において感じるストレス」及び「上司に知っておいてほしいこと」の各欄
ウ 警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する一般職員の氏名
エ セルフレポート・レポートチェック（令和3年度 西和警察署刑事課長を除く刑事課員のもの）
オ セルフレポート・レポートチェック（令和4年度 西和警察署刑事課長を除く刑事課員のもの）
- 不開示理由：
ア 上記不開示部分のア及びイ
奈良県情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第2号に該当
個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されておらず、また、職務の遂行に係る情報にも該当しないため
条例第7条第6号に該当
人事管理に関する情報であって、公にすることにより、職員が忌憚のない申告を記載することに対して消極的になり、人事管理に必要な情報を得られなくなるおそれがあるなど、今後、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるため
イ 上記不開示部分のウ
条例第7条第2号に該当
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができ、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されておらず、また、職務の遂行に係る情報にも該当しないため
ウ 上記不開示部分のエ及びオ
条例第7条第4号に該当
不開示決定をした行政文書の枚数は、犯罪捜査に密接に関連する活動を行

う警察署刑事課の実員数を把握できる情報であって、公にすることにより、犯罪を敢行しようとする勢力に関する情報の収集又は人の生命、身体、財産等への不法な侵害への対処についての警察の能力が明らかになり、犯罪を企図する者が、これらの能力の不備な部分を突くなどの対抗措置を講じることにより、その犯罪の実行を容易にするおそれがあるため

◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。

◎ 判断理由：

1 本件行政文書について

本件行政文書は、西和警察署刑事課長のセルフレポート・レポートチェックである。

セルフレポート・レポートチェックは、実施機関における非違事業防止を図るための身上把握・指導の具体的方策である身上事項等の自己申告のセルフレポート及びその内容を踏まえた個々の面接によるレポートチェックとして警務部監察課が保有しているものである。

2 本件決定の妥当性について

(1) 本件不開示情報について

諮詢実施機関は、職員個人の容貌の写真及びセルフレポート・レポートチェックの一部について条例第7条第2号及び第6号に、警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する一般職員の氏名について同条第2号に、西和警察署刑事課長を除く刑事課員のセルフレポート・レポートチェックについて同条第4号に該当すると主張しているので以下検討する。

(2) 条例第7条第2号、第4号及び第6号について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」（前段）、「又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（後段）を原則として不開示情報とする旨規定している。すなわち、本号にいう「個人に関する情報」とは、氏名のほか、思想、信条、職業、収入、資産、家族関係等個人に関する一切の情報をいうものである。

なお、同号ただし書には、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

同条第4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」については、不開示とすることを定めている。

同条第6号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって」（前段）、「公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（後段）を不開示情報とする旨規定している。

(3) 不開示情報該当性について

ア セルフレポート・レポートチェック（西和警察署刑事課長のもの）について

諮詢実施機関は、容貌の写真並びに「運転免許」、「住宅状況」、「保有車両」、「通勤」、「経済関係」、「健康状態」、「飲酒関係」、「余暇利用」、「交友関係」、「親族」、「性格」、「緊急連絡先」、「運転免許」、「家族の状況」、「家族の就業状況」、「給与以外の定額収入」、「定額支出」、「借財保証人」、「本人及び身内の身上変更予定」、「家族に関する懸案事項」、「ギャンブルに関する嗜好」、「飲酒の有無」、「交際中の異性」、「パソコン関係」、「公私において感じるストレス」及び「上司に知っておいてほしいこと」の各欄については、条例第7条第2号及び第6号に該当すると主張している。

これらの情報は、職員個人に関する情報であることから、条例第7条第2号本文に掲げる「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に該当する。

次に同号ただし書について検討する。

セルフレポート・レポートチェックについては、職員の身上監督上必要なものとして保有しているものであり、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものではないことから、条例第7条第2号ただし書アに該当しない情報である。

また、本件不開示情報は、同号ただし書イに該当しないことは明らかである。

さらに、本件不開示情報は、職員個人の私生活に関する詳細な情報であり、同号ただし書ウに該当しない情報である。

したがって、これらの情報については、条例第7条第2号の不開示情報に該当し、同条第6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する一般職員の氏名について

諮問実施機関は、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する一般職員の氏名について、条例第7条第2号に掲げる情報に該当する旨主張している。

そこで、当審査会が、事務局を通じて実施機関に確認したところ、セルフレポート・レポートチェック（西和警察署刑事課長を除く刑事課員のもの）には、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する一般職員の氏名が記載されていることが確認できた。

警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する一般職員の氏名は、特定の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に同号ただし書について検討する。

公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、公にした場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、例外的に開示する情報とはしていない。しかし、県の職員の職務遂行に係る情報に含まれる氏名については、その性格上、公益性が強く、行政として県民の要望に応じて公にすることが予定されている情報と考えられるため、知事部局等の職員の氏名については、奈良県職員録に掲載され、一般に頒布されている。さらに、人事異動の際には報道発表もされていることから、慣行として公にされているとして、当該職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがある場合を除き、本号ただし書アに該当するとして、原則として開示されている。

しかし、諮問実施機関及び実施機関の職員のうち、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する一般職員の氏名については、犯罪捜査等に係る現場での活動が相当程度に予定されている職務の性質上、氏名が公にされると、職員の私生活に影響を及ぼすおそれがあるため、奈良県職員録にも掲載しておらず、人事異動の際にも報道発表がなされていないことが認められる。

このことから、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する一般職員の氏名は、慣行として公にされているとは認められず、同号ただし書アに該当しない。さらに、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する一般職員の氏名は、条例第7条第2号に掲げる不開示情報に該当する。

ウ セルフレポート・レポートチェック（西和警察署刑事課長を除く刑事課員のもの）について

諮問実施機関は、セルフレポート・レポートチェック（西和警察署刑事課長を除く刑事課員のもの）について、条例第7条第4号に該当すると主張している。

セルフレポート・レポートチェックは、個人単位で作成されており、一部分でも公になると、開示された文書の枚数を数えることで、実施機関である西和警察署刑事課の実員数が明らかになるものである。

これらの情報が公になると、実施機関の事案対処能力や情報収集能力が明らかとなり、犯罪を企図する者が、これらの能力の不備な部分を突くなどの対抗措置を講じることにより、その犯罪の実行を容易にするなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められる。

以上のことから、これらの情報については、条例第7条第4号の不開示情報に該当する。

2 事案の経緯

① 開示請求	令和 5年 3月 19日	
② 決定	令和 5年 5月 12日	付け一部開示決定
③ 審査請求	令和 5年 6月 27日	
④ 諮問	令和 5年 9月 8日	
⑤ 経過	令和 6年 12月 19日 令和 7年 1月 30日 令和 7年 3月 25日 令和 7年 6月 6日 令和 7年 7月 14日	第279回審査会 第280回審査会 第281回審査会 第282回審査会 第283回審査会
		審議 審議 審議 審議 審議

令和 7 年 8 月 19 日 第 284 回 審査会 審議